

山梨県公報

第千六百四十七号

平成十八年

三月九日

木曜日

目次

告示

- 農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示……………一五五
- 道路の区域変更……………一五五
- 道路の供用開始……………一五五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一五六
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………一五六

公告

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定……………一五六
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定……………一五九
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定……………一五九
- 換地を定めない土地の指定……………一六〇
- 開発行為に関する工事の完了について……………一六〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一六〇
- 換地処分の実施……………一六一
- 人事委員会……………一六一
- 人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………一六一
- 平成十八年度山梨県職員等採用試験の実施……………一六二
- 平成十八年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員……………一六四
- 第六十六回(平成十八年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………一六六
- その他……………一七二
- 落札者等の決定について……………一七二

告示

山梨県告示第百二十八号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第百四十四号)の一部を次のように改正する。

- 一の表一の項中、「北巨摩郡小淵沢町」を削る。
- 二の表一の項中、「及び旧小泉村」を、「旧小泉村及び旧小淵沢町」に改め、「及び北巨摩郡小淵沢町」を削る。

附則

この告示は、平成十八年三月十五日から施行する。

山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字八代町北字久保一四二九番の六地先から 笛吹市大字八代町北字久保田二八九番の一地先まで	八・七 一三・四	九・〇 一三・五		三八四・五

山梨県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年三月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市大字塩山竹森字岩下三三番の一地先から 甲州市大字塩山上栗生野字長田 一一九六番地先まで	一五一・〇	平成十八年 三月三十日

山梨県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
南アルプス市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
峡西都市計画道路事業三・五・十号荊沢芦原線
- 三 事業施行期間
平成五年七月八日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第百三十二号

地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年三月九日

山梨県総合県税事務局長 新藤 康二

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
天野泰造	山梨県大月市笹子町黒野田五一四番地	平成十八年二月二十八日

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の者を指定居宅介護支援事業者として指定した。
平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援 事業所わかまつ	甲府市若松町 六番地三五	一九七〇一〇一 四七一	居宅介護支援	平成十六年四月 一日
福祉工房	大月市大月町 花咲一一三番 地	一九七二四〇〇 一九五	居宅介護支援	平成十六年四月 一日
サンクルール石 和介護施設	東八代郡石和 町松本四一六 番地一	一九七〇五〇〇 六八〇	居宅介護支援	平成十六年四月 一日
山梨赤十字病 院指定居宅介 護支援事業所	南都留郡富士 河口湖町船津 六六六三番地 一	一九一一三二〇 五五三	居宅介護支援	平成十六年四月 一日
みずがき居宅 介護支援事業 所	北巨摩郡須玉 町若神子二一 五五番地	一九七二〇〇〇 三三八	居宅介護支援	平成十六年四月 一日

医療法人緑栄 会甲府南西ケ アセンター	甲府市古上条 町二一番地	一九七〇二〇一 四五五	居宅介護支援	平成十六年四月 五日
水の郷居宅介 護支援事業所	西八代郡市川 大門町六〇七 三番地一	一九七〇六〇〇 二五八	居宅介護支援	平成十六年五月 一日
敷島町社会福 祉協議会指定 居宅介護支援 事業所	中巨摩郡敷島 町島上条三一 六三番地	一九七〇八〇〇 三三三	居宅介護支援	平成十六年五月 六日
ケアプランあ かし	甲府市中小河 原一丁目一 番八号新平和 ビル一階	一九七〇二〇一 五四七	居宅介護支援	平成十六年五月 六日
ケアセンター なごみ居宅介 護支援事業所	甲府市富士見 二丁目八番一 七号	一九七〇二〇一 五七〇	居宅介護支援	平成十六年六月 一日
りほく病院居 宅介護支援事 業所	北巨摩郡双葉 町岩森一一一 一番地	一九一〇二〇一 〇四五	居宅介護支援	平成十六年六月 一日
指定居宅介護 支援事業所ケ アガーデン風 間	東八代郡石和 町八田一六三 番地	一九七〇五〇〇 六九八	居宅介護支援	平成十六年六月 十日
有限会社ふじ 福祉サービス	都留市小野一 九〇番地四	一九七一一〇〇 〇四三	居宅介護支援	平成十六年六月 二十一日
西八代郡農業 協同組合	西八代郡市川 大門町一八〇 一番地	一九七〇六〇〇 〇九二	居宅介護支援	平成十六年七月 一日
やさしい手甲 府山梨事業所	山梨市上神内 川六一番地フ ラツツタカノ	一九七〇二〇〇 一三三	居宅介護支援	平成十六年八月 一日

甲斐市社会福 祉協議会亀王 居宅介護支援 事業所	甲斐市西八幡 三〇一八番地 一	一九七二七〇〇 〇二四	居宅介護支援	平成十六年九月 一日
甲斐市社会福 祉協議会敷島 居宅介護支援 事業所	甲斐市島上条 三一六三番地 〇三一	一九七二七〇〇 〇三一	居宅介護支援	平成十六年九月 一日
甲斐市社会福 祉協議会双葉 居宅介護支援 事業所	甲斐市龍地六 五三六番地一 〇四〇	一九七二七〇〇 〇四〇	居宅介護支援	平成十六年九月 一日
総合福祉ツク イ都留	都留市四日市 場一〇五二番 地二	一九七二一〇〇 一六七	居宅介護支援	平成十六年九月 一日
やさしい手甲 府南アルプス 事業所	南アルプス市 百々三〇一一 番地六	一九七二六〇〇 二八一	居宅介護支援	平成十六年九月 一日
身延町社会福 祉協議会指定 居宅介護支援 下部事業所	南巨摩郡身延 町常葉一〇九 三番地	一九七〇七〇〇 五三八	居宅介護支援	平成十六年九月 十三日
中富指定居宅 介護支援事業 所	南巨摩郡身延 町切石一一七 番地一	一九七〇七〇〇 五七九	居宅介護支援	平成十六年九月 十三日
身延指定居宅 介護支援事業 所	南巨摩郡身延 町梅平二四八 三番地三六	一九七〇七〇〇 五六一	居宅介護支援	平成十六年九月 十三日
アイリスケア センター甲府 西	甲府市下飯田 二丁目一番 二四号	一九七〇二〇一 六九五	居宅介護支援	平成十六年十月 一日

甲府ケアセン ターそよ風	甲府市富竹三 丁目三番五号	一九七〇一〇一 五五四	居宅介護支援	平成十六年十月 一日
かえてケアサ ービス	大月市御太刀 一丁目一一番 二二号三〇〇	一九七二四〇〇 二六〇	居宅介護支援	平成十六年十月 一日
いきいきほく と居宅介護支 援事業所	北巨摩郡明野 村上手五二〇 番地	一九七二〇〇〇 〇二九	居宅介護支援	平成十六年十月 一日
有限会社ケア サポート孫心	都留市古川渡 一二五番地一	一九七二一〇〇 一八三	居宅介護支援	平成十六年十月 一日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所一宮支所	笛吹市一宮町 末木八三九番 地一	一九七二八〇〇 一〇五	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所境川支所	笛吹市境川町 藤笠二五八八 番地	一九七二八〇〇 一三九	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所御坂支所	笛吹市御坂町 栗合八七番地	一九七二八〇〇 一七〇	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所春日居支 所	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	一九七二八〇〇 〇三〇	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所石和支所	笛吹市石和町 小石和七五一 番地	一九七二八〇〇 〇六三	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
笛吹市指定居 宅介護支援事 業所八代支所	笛吹市八代町 南三二六番地 一	一九七二八〇〇 〇九七	居宅介護支援	平成十六年十月 十二日
すけつと	甲斐市篠原八 三二番地鶴田 マンション二	一九七二七〇〇 〇七三	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日

英ケアセンタ ー指定居宅介 護支援事業所	甲府市国母八 丁目二五番一 五号ラファイ ネ国母七〇二	一九七〇一〇一 七二九	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
高根居宅介護 支援事業所	北杜市高根町 箕輪新町五〇 番地	一九七一九〇〇 二二九	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
北杜市居宅介 護支援事業所	北杜市須玉町 大豆生田九六 一番地一	一九七一九〇〇 一五二	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
介護老人保健 施設しおかわ 福寿の里居宅 介護支援事業 所	北杜市須玉町 藤田七八七番 地	一九五一九八〇 〇〇〇	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
須玉居宅介護 支援事業所	北杜市須玉町 藤田七九九番 地一	一九七一九〇〇 一四五	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
大泉居宅介護 支援事業所	北杜市大泉町 谷戸一八八〇 番地	一九七一九〇〇 一一一	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
白州居宅介護 支援事業所	北杜市白州町 白須一三四一 番地	一九七一九〇〇 一三七	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
丹波山村社会 福祉協議会	北都留郡丹波 山村二九〇一 番地	一九七二五〇〇 〇七七	居宅介護支援	平成十六年十一 月一日
石和げんき園 指定居宅介護 支援事業所	笛吹市石和町 河内一八二番 地一	一九七二八〇〇 一九六	居宅介護支援	平成十六年十二 月一日
居宅介護支援	都留市平栗一 地一	一九七二一〇〇 〇〇〇	居宅介護支援	平成十六年十二 月一日

センターあす なる	〇五五番地一	〇九二		月一日
スリーケア・ ケアサポート	北杜市須玉町 若神子字妙円 寺前七五三番 地九	一九七二一九〇〇 一七八	居宅介護支援	平成十六年十二 月十四日
指定居宅介護 支援事業所み いんなあつま れ	甲斐市下今井 二四七二番地 二	一九七二七〇〇 〇八一	居宅介護支援	平成十六年十二 月二十日
やさしい手富 士見事業所	甲府市富士見 一丁目三番二 五号町田ビル 二階	一九七〇一〇一 七七八	居宅介護支援	平成十七年一月 一日
旭ヶ丘指定居 宅介護支援事 業所	北都留郡上野 原町上野原七 八〇六番地	一九五一五八〇 〇〇八	居宅介護支援	平成十七年一月 一日
居宅介護支援 事業所ほたる	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	一九七〇七〇〇 六〇三	居宅介護支援	平成十七年一月 一日
はるみさん家	南都留郡富士 河口湖町船津 一一九〇番地 三	一九七二三〇〇 二五四	居宅介護支援	平成十七年二月 一日
秋山居宅介護 支援事業所	上野原市秋山 五七五六番地	一九七二〇〇〇 〇二八	居宅介護支援	平成十七年二月 十三日
上野原居宅介 護支援事業所	上野原市上野 原三一九四番 地二	一九七二〇〇〇 〇一〇	居宅介護支援	平成十七年二月 十三日
ハートサービ ス甲斐	甲斐市篠原二 三二〇番地雄 ビル一〇三号	一九七二七〇〇 〇九九	居宅介護支援	平成十七年三月 一日

やさしい手青 沼事業所	甲府市青沼一 丁目二番二 七号	一九七〇一〇一 八三六	居宅介護支援	平成十七年三月 一日
かえてケアサ ービス	大月市大月二 丁目八番三六 号	一九七二四〇〇 二八六	居宅介護支援	平成十七年三月 一日
居宅介護支援 事業所ベチカ ル	南アルプス市 有野一一九番 地	一九七二六〇〇 三〇七	居宅介護支援	平成十七年三月 一日
山梨市社会福 祉協議会居宅 介護支援事業 所	山梨市小原西 六四九番地一	一九七〇二〇〇 二二二	居宅介護支援	平成十七年三月 二十二日

● 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定
 ● 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次
 の者を指定介護老人福祉施設として指定した。
 平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人 ホーム志仁也	大月市初狩町 下初狩四一四 六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	老人福祉施設	平成十六年四月 一日
恵信ロジエ	山梨市南一三 三五番地	一九七〇二〇〇 一四一	老人福祉施設	平成十六年十月 十八日
特別養護老人 ホーム慶和荘	富士吉田市上 吉田字熊穴四 五八四番地	一九七二二〇〇 二九八	老人福祉施設	平成十六年十一 月十一日

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次の者を指定介護療養型医療施設として指定した。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
指定介護療養型医療施設ほくと診療所	北巨摩郡明野村上手五二二番地	一九七二〇〇〇三〇〇	介護療養型医療施設	平成十六年四月一日

● 換地を定めない土地の指定
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業（鳥原平地区）の換地計画を定める前において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積（㎡）
北杜市	白州町鳥原	大北	五九	山林	山林	四二六
同	同	焼蒔	五四八	畑	畑	一、〇九七
同	同	大久保	一二九	畑	畑	一、〇三五
同	同	同	一三二二	原野	原野	八一
同	同	上小用	五三三	畑	畑	一、〇二九
同	同	同	五二四	畑	畑	一、二六六
同	同	同	四八七	畑	畑	六三三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白州町下教来石	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大久保	東原	南沢	菅蒲沢	同	同	同	同	同	同	同
一、七五六	三四六	七七六九	五九六一	五〇六	四八四	四四四	四三六	四三四	五〇三	四六九一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
一、三五一	五五〇	二二〇	五七三	四三五	七〇六	八三九	六一四	八四七	五七七	五五一

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲斐市万才字正明九三八の三、九三八の四及び九三八の五並びに甲斐市篠原字落合一一〇七の五並びに中巨摩郡昭和町西条新田字村北八四五の二、八四五の一三、八四五の一四及び八四七の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市貢川本町四番一十六号 シティーレント株式会社 代表取締役 渡邊美代子
 甲府市貢川本町四番一十六号 新井発夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市大下条字深田三八九の六、三八九の八、三八九の九、三八九の一〇、三八九の一、三八九の二及び三八九の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社テイジン 代表取締役 保坂貞仁

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（大鳥居工区）の換地処分を平成十八年三月三日実施した。

平成十八年三月九日

山梨県知事 山本 栄彦

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十五号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 浅井 和夫

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる記録」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）によるものを含む。）」を加える。

第四条を次のように改める。

（発令通知書の作成）

第四条 任命権者は、職員について人事異動（以下「異動」という。）、昇給又は給与と改定を行う場合においては、発令種目、発令年月日、職員の職名及び氏名その他必要な事項を記載した発令通知書（電磁的記録によるものを含む。以下「通知書」という。）を作成するものとする。

第五条中、「又は連記通知書」を削る。

第六条第一項中、「第三号様式による」を「別表第四に定める項目を記録する」に改める。

第十条中、「規定により臨時的に任用された職員」の下に「、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条から第四条までの規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

別表第一12の項中、「特別昇給および」を削り、同表16の項を次のように改める。

16 削除

別表第一38の項中「、号給又は昇給期間」を「又は号給」に改め、同表39の項中「昇給の再決定」を「号給の再決定」に、「昇給又は給料月額」を「号給」に改め、同表40の項中「給料又は昇給期間」を「号給」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第六条関係）

- 1 氏名
- 2 性別
- 3 生年月日
- 4 本籍地
- 5 現住所
- 6 勤務記録
- (1) 発令日
- (2) 発令種目
- (3) 職名
- (4) 給料
- (5) 所属
- (6) 発令庁

- 7 その他任命権者が必要と認める項目
第一号様式から第三号様式までを次のように改める。
第一号様式から第三号様式まで 削除

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

● 平成十八年度山梨県職員等採用試験の実施

平成十八年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。

平成十八年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

平成18年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分		試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験		5月15日(月)	5月17日(水) ～6月2日(金)	6月25日(日)	9月1日(金)
職員採用初級試験		7月7日(金)	8月14日(月) ～8月31日(木)	9月24日(日)	11月10日(金)
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
小中学校栄養職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員採用試験		7月7日(金)	8月14日(月) ～8月31日(木)	9月17日(日)	11月24日(金)
身体障害者対象職員選考試験		7月7日(金)	8月1日(火) ～8月31日(木)	9月17日(日)	10月13日(金)
警察官採用試験A	平成18年10月採用	3月17日(金)	3月27日(月) ～4月26日(水)	5月14日(日)	7月28日(金)
	平成19年4月採用 (第1回目)				
	平成19年4月採用 (第2回目)	7月7日(金)	7月26日(水) ～8月25日(金)	9月17日(日)	12月1日(金)
警察官採用試験B	平成19年4月採用				

※ 試験を実施しない試験区分・試験職種があるので、各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分・試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

● 平成十八年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員
平成十八年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員を次のとおりとする。
平成十八年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

平成18年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員

試験の区分・試験職種		採用予定人員	試験案内・申込書配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格発表日	
警察官採用試験A	平成18年10月採用	男性	14名程度	3月17日(金)	3月27日(月) ～ 4月26日(水)	5月14日(日)	7月28日(金)
		女性	2名程度				
	平成19年4月採用(第1回目)	男性	12名程度	7月7日(金)	7月26日(水) ～ 8月25日(金)	9月17日(日)	12月1日(金)
	平成19年4月採用(第2回目)	男性/武道指導	2名程度				
女性		2名程度					
警察官採用試験B	平成19年4月採用	男性	18名程度				
		女性	2名程度				

※ 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

※ 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 第六十六回（平成十八年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第六十六回（平成十八年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成十八年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		採用予定人員	職務内容
警察官 A (平成18年10月採用)	男性	14名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	2名程度	
警察官 A (平成19年4月採用第1回目)	男性	12名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者の年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A (平成18年10月採用)	男性	昭和51年4月2日以後に生まれた男性	平成18年10月1日から勤務可能な者
	女性	昭和51年4月2日以後に生まれた女性	
警察官 A (平成19年4月採用第1回目)	男性	昭和51年4月2日以後に生まれた男性	平成19年4月1日から勤務可能な者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成18年3月17日(金)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持 参	山梨県内 各警察署	平成18年3月27日(月)から 平成18年4月26日(水)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成18年3月27日(月)から 平成18年4月26日(水)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
郵 送	山 梨 県 警察本部 警務課	平成18年3月27日(月)から 平成18年4月26日(水)まで	平成18年4月26日(水)までの 消印のあるものに限り受け付ける。
インター ネット		平成18年3月27日(月)から 平成18年4月19日(水)まで	平成18年4月19日(水)の 午後5時までに受信したものに 限る。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成18年5月14日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	平成18年6月10日(土)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
第3次試験	平成18年7月6日(木)、7日(金)のうち 指定する1日	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
第2次試験	身体検査	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。(検査項目別掲)
	体力試験	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・ 文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・ (財)日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
第3次試験	第1次試験日に実施	
	論文試験	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	第2次試験日に実施	
	人物試験Ⅰ	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ	社会性、積極性、表現力等について個別面接を行う。
身体検査	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。(検査項目別掲)	
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

(1) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成18年5月19日(金)

第2次試験合格者発表 平成18年6月16日(金)

最終合格者発表 平成18年7月28日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。ただし、第3次試験受験者については、合否にかかわらず全員に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。

(3) 詳細は、「平成18年度山梨県警察官採用試験案内」による。

(別掲) 身体検査項目

検査項目			基 準	
			警察官A(男性)	警察官A(女性)
第2次試験	身長	長	160cm以上であること。	155cm以上であること。
	体重	重	47kg以上であること。	43kg以上であること。
	胸囲	囲	78cm以上であること。	_____
	関節及び五指の運動	運動	職務遂行上支障がないこと。	職務遂行上支障がないこと。
第3次試験	視力	力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	覚	正常であること。	
	聴力	力	正常であること。	
	その他	他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年三月九日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐藤 英 貴

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

CRシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県韮崎市旭町上条南割三千三百十三番地

一

三 落札者を決定した日

平成十八年一月十三日

四 落札者の氏名及び住所

豊前医化株式会社 山梨県中巨摩郡玉穂町乙黒百七番六号

五 落札金額

六千六十九万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年十一月二十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番